

健康保険に加入されている  
ご家族様へのお知らせです。



## 「年収の壁・支援強化パッケージ」に対応した扶養認定について

令和5年10月20日付 厚生労働省保険局保険課長通知により、「**年収の壁・支援強化パッケージ**」について、具体的な取り扱いが示され、被扶養者認定については、下記のとおり特例措置が設けられましたので、詳細は下記参照ください。

### 記

#### 1. 特例措置の内容

勤務先の健康保険に加入していないパートやアルバイト勤務者が、勤務先の人手不足による労働時間延長等に伴う**一時的な収入変動**により、収入が通常の扶養認定基準 ※1 を超過した場合でも、勤務先（事業主）がその旨を証明 ※2 することで、引き続き被扶養者として認定されます。

※1 扶養家族の収入基準

認定対象者	年額	月額	給付金日額
60歳未満	130万円未満	10万8千円未満	3,612円未満
60歳以上または 障がい年金受給者	180万円未満	15万円未満	5,000円未満

※2 勤務先の証明書

[W](#) [・被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書様式【厚生労働省】](#)

#### 2. 特例措置の提出時期

当健保は、毎年秋（10月頃）に被扶養者資格調査を実施しております。

扶養家族の収入基準を超過された方に調査票が届きますので、「**一時的な収入変動**」が原因で収入超過になり、勤務先で証明を受ければ、認定の判断材料とします。

（ご提出いただいた場合でも、必ず認定されるものではないことを予めご了承ください）

参考リンク

[・いわゆる「年収の壁」への対応HP【厚生労働省】](#)

#### お問合せ先

お問い合わせは、従業員さまよりご連絡いただきますようお願いいたします。

トヨタ車体健康保険組合 第2グループ

TEL：(外線)0566-36-3927 (内線)81-2755

(平日：8:30～12:00、13:00～17:30)